資料２

平成１８年度水域環境の状況について

平成１９年７月

神奈川県環境農政部

目　　次

頁

Ⅰ　公共用水域水質測定結果の概要

1　測定の概要
(1) 測定地点数等 …… 1
(2) 測定項目 …… 1
(3) 測定結果の総括 …… 1

2　項目別測定結果
(1) 健康項目の測定結果 …… 2
(2) 生活環境項目（ＢＯＤ又はＣＯＤ）の測定結果 …… 3

3　県内の主な水域の環境基準達成状況
(1) 県内の主要河川 …… 4
(2) その他の河川 …… 4
(3) 相模湖、津久井湖 …… 5
(4) 芦ノ湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖 …… 5
(5) 東京湾 …… 6
(6) 相模湾 …… 7

4　ＢＯＤ（ＣＯＤ）の環境基準達成状況一覧
(1) 河川 …… 8
(2) 湖沼 …… 9
(3) 海域 …… 9

Ⅱ　地下水質測定結果の概要

1　測定の概要
(1) 調査の種類、測定地点数等 …… １２
(2) 測定項目 …… １２
(3) 測定結果の総括 …… １３

2　項目別測定結果
(1) メッシュ調査 …… １４
(2) 定点調査 …… １５
(3) 定期モニタリング調査 …… １６

Ⅲ　今後の取組み …… ２０

（参考）評価方法 …… ２１
公共用水域水質ベスト･ワースト地点 …… ２２

Ⅰ　公共用水域水質測定結果の概要

神奈川県は、県内の公共用水域の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法第 16 条により測定計画を作成し、この計画に基づいて国土交通省、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、小田原市、大和市、平塚市、厚木市及び茅ヶ崎市と共同して、水質の測定を実施している。平成 18 年度の測定結果は次のとおりである。

１　測定の概要

(1)　測定地点数等

	測 定 地 点 数				
公共用水域		水域数	環境基準点	補助地点	合計
148地点	河川	35(35)	38(38)	49(49)	87(87)
(148)	湖沼	5(　5)	8(　8)	11(11)	19(19)
	海域	13(13)	29(29)	13(13)	42(42)
	計	53(53)	75(75)	73(73)	148(148)

注１：実施期間及び測定頻度　平成18年４月～平成19年３月(毎月１回)
注２：(　)内は、17年度の地点数

(2)　測定項目

公共用水域	環境基準項目		特殊項目	その他の項目	観測項目	計
	健康項目	生活環境項目				
	26	10	7	8	13	64

注：環境基準項目…水質汚濁に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)」と「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」が定められている。
・ 健康項目：カドミウム、全シアン等の26項目
・ 生活環境項目：ＢＯＤ、ＣＯＤ等の10項目
特殊項目……フェノール類、銅等の法・条例の規制項目７項目
その他の項目…アンモニア性窒素、燐酸態燐等の８項目
観測項目……水温、流量等の13項目

(3)　測定結果の総括

・　健康項目（カドミウム等 26 項目）については 148 地点で調査したところ、砒素(ひそ)が１地点で環境基準値を超過していた以外は、すべて環境基準を達成していた。
・　生活環境項目の代表的指標であるＢＯＤ又はＣＯＤについては、18 年度は 53 水域（河川 35 水域、湖沼５水域、海域 13 水域）中 45 水域で環境基準を達成しており、17 年度の 53 水域中 44 水域と比べ、達成水域数で１水域増加した。達成率では、83.0%から 84.9%と、1.9 ポイント上昇した。
・　全窒素及び全燐は東京湾内のみ環境基準が定められている。全窒素、全燐ともに４水域中の２水域で達成しており、17 年度の達成水域数と同様だった。

２　項目別測定結果

公共用水域における環境基準は、大きく分けて健康項目と生活環境項目の２種類がある。それぞれの測定結果を記載する。

(1)　健康項目の測定結果

健康項目（26項目）については148地点で調査したところ、早川の会館橋で、砒素（ひそ）が火山地帯の自然的要因に由来して環境基準を達成していなかったが、その他の地点ではすべての項目が環境基準を達成していた。（表１）

表１　健康項目の測定結果

水域区分	健　康　項　目	測　定 地点数	環境基準 達成地点数	達成率 （%）
河川・湖沼・海域	１　カドミウム	134	134	100
	２　全シアン	134	134	100
	３　鉛	134	134	100
	４　六価クロム	134	134	100
	５　砒素（ひそ）	134	133	99.3
	６　総水銀	134	134	100
	７　アルキル水銀	0	－	－
	８　ＰＣＢ	84	84	100
	９　ジクロロメタン	134	134	100
	１０　四塩化炭素	134	134	100
	１１　1,2-ジクロロエタン	134	134	100
	１２　1,1-ジクロロエチレン	134	134	100
	１３　シス-1,2-ジクロロエチレン	134	134	100
	１４　1,1,1-トリクロロエタン	134	134	100
	１５　1,1,2-トリクロロエタン	134	134	100
	１６　トリクロロエチレン	134	134	100
	１７　テトラクロロエチレン	134	134	100
	１８　1,3-ジクロロプロペン	134	134	100
	１９　チウラム	134	134	100
	２０　シマジン	134	134	100
	２１　チオベンカルブ	134	134	100
	２２　ベンゼン	134	134	100
	２３　セレン	134	134	100
	２４　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	148	148	100
	２５　ふっ素	83	83	100
	２６　ほう素	83 (81)※	81	＊100

注：＊　ほう素については、環境基準を達成していない地点があるが、すべて海水の影響と判定されたため、その地点については達成率の母数から除外した。

※　（　）内は、評価対象から除外した地点を含まない測定地点数を示す。

(2)　生活環境項目※（ＢＯＤ又はＣＯＤ）の測定結果

- ＢＯＤ又はＣＯＤの環境基準達成水域は、53 水域（河川 35 水域、湖沼５水域、海域 13 水域）中 45 水域（84.9%）であり、17 年度（44 水域）より１水域増加していた。
- 達成率では、17 年度の 83.0%から 1.9%ポイント上昇し、84.9%となった。
- 河川、湖沼、海域別に達成状況をみると、河川では 33 水域（94.3%）であり、17 年度より３水域増加し、鶴見川上流及び葛川の２水域で達成していなかった。
- 湖沼では４水域（80.0%）であり、水域類型が定められている５水域（津久井湖及び相模湖は河川類型、芦ノ湖、丹沢湖及び宮ヶ瀬湖は湖沼類型）のうち１水域（芦ノ湖）は達成していなかった。
- 海域では８水域（61.5%）となっており、17 年度より２水域減少し、水域類型が定められている 13 水域（東京湾 11 水域、相模湾２水域）のうち、東京湾の４水域（東京湾(10),(12),(16),(17)）及び相模湾の１水域（相模湾(1)）は達成していなかった。
- 長期的にみると、生活環境項目の達成率は上昇傾向にある（表２及び図１）

表２　ＢＯＤ（ＣＯＤ）の環境基準の達成水域数の推移（全水域）

	年　　度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
河　　川	水　域　数	３１	３４	３４	３５	３５
	達成水域数	２６	３０	３２	３０	３３
	達　成　率	83.9%	88.2%	94.1%	85.7%	94.3%
湖　　沼	水　域　数	4	4	4	5	5
	達成水域数	2	3	3	4	4
	達　成　率	50.0%	75.0%	75.0%	80.0%	80.0%
海　　域	水　域　数	１３	１３	１３	１３	１３
	達成水域数	9	１０	１１	１０	8
	達　成　率	69.2%	76.9%	84.6%	76.9%	61.5%
全　水　域	水　域　数	４８	５１	５１	５３	５３
	達成水域数	３７	４３	４６	４４	４５
	達　成　率	77.1%	84.3%	90.2%	83.0%	84.9%

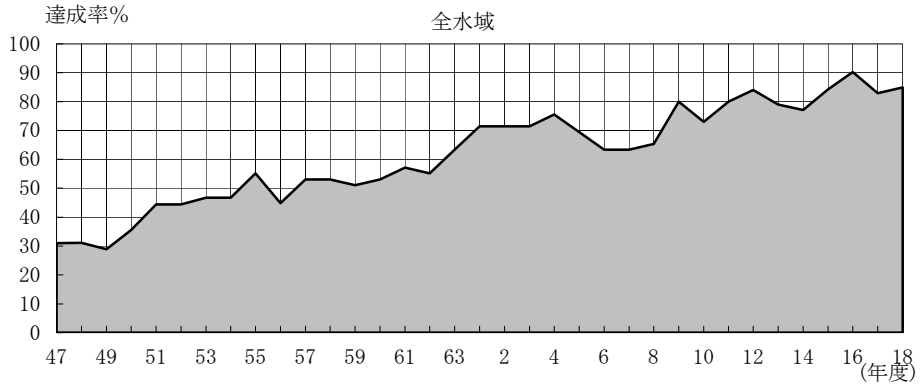

図１　ＢＯＤ又はＣＯＤの環境基準の達成率（全水域）

※　生活環境項目の環境基準

生活環境項目の環境基準は、河川、湖沼及び海域別に、利用目的に応じた達成目標となる基準値を水域ごとに定めることとされている。

ＢＯＤ・ＣＯＤ等については、河川がＡＡ～Ｅの６段階、湖沼がＡＡ～Ｃの４段階、海域がＡ～Ｃの３段階に分かれて類型指定されている。

全窒素及び全燐についても同様に湖沼はⅠ～Ⅴの５段階、海域はⅠ～Ⅳの４段階に分かれており、神奈川県では東京湾の水域のみ類型指定されている。

３　県内の主な水域の環境基準達成状況

(1) 県内の主要河川

・　多摩川（中・下流部　Ｂ類型）は、ＢＯＤの環境基準を達成していた。
・　鶴見川（上流部　Ｄ類型）は、ＢＯＤの環境基準を達成していなかった。
・　水道水源となっている相模川（中流部　Ａ類型）及び酒匂川（上流部　Ａ類型）は、いずれもＢＯＤの環境基準を達成していた。（表３）

表３　主要河川のＢＯＤの環境基準の達成状況（75%水質値※により判断）　(mg/L)

水域名	測定地点	類型	基準値	14 年度		15 年度		16 年度		17 年度		18 年度	
				75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成
多摩川中・下流	多摩川原橋	B	3	2.9	○	2.8	○	2.9	○	2.9	○	2.1	○
	田園調布取水堰（上）			1.3		1.5		1.9		1.8		2.1	
	大師橋			1.9		1.6		2.2		1.9		2.0	
鶴見川上流	亀の子橋	D	8	12	×	11	×	8.3	×	9.4	×	8.2	×
鶴見川下流	大綱橋	E	10	8.0	○	8.2	○	5.8	○	8.2	○	7.2	○
	臨港鶴見川橋			1.7		1.9		2.2		2.5		1.5	
相模川中流	寒川取水堰（上）	A	2	1.0	○	1.3	○	1.3	○	1.3	○	1.2	○
相模川下流	馬入橋	C	5	1.8	○	1.9	○	1.5	○	2.9	○	1.7	○
酒匂川上流	飯泉取水堰（上）	A	2	1.4	○	1.5	○	1.6	○	1.6	○	1.2	○
酒匂川下流	酒匂橋	B	3	1.7	○	1.8	○	1.8	○	1.8	○	1.7	○

・　多摩川、鶴見川、相模川及び酒匂川の主要地点のＢＯＤの年間平均値をみると、多摩川は 1.7mg/L で 17 年度とほぼ同様、鶴見川は 7.1mg/L で 17 年度よりやや低く、相模川は 1.0mg/L、酒匂川は 1.2mg/L でそれぞれ 17 年度とほぼ同様であった。（図２）

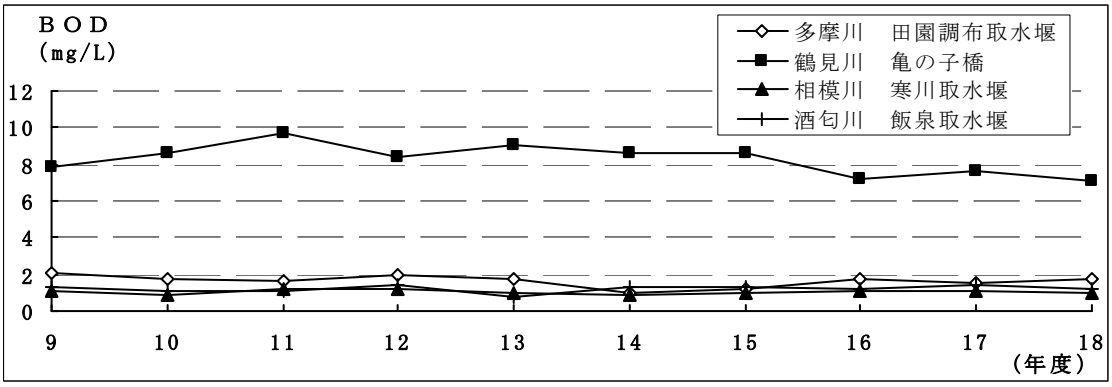

図２　河川の主要地点におけるＢＯＤ年間平均値の推移

(2)　その他の河川

その他の河川では、葛川がＢＯＤの環境基準を達成していなかった。

17年度に環境基準を達成していなかった神戸川、鷹取川、平瀬川については、18年度には達成していた。

※　75%水質値：年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたときの0.75×ｎ（ｎは日間平均値のデータ数）番目のデータ値である。２１ページに詳細な説明を記載した。

(3) 相模湖、津久井湖

・　相模湖（河川Ａ類型）及び津久井湖（河川Ａ類型）は環境基準を達成していた。（表４）

表４　ＢＯＤの環境基準の達成状況（75%水質値により判断）　(mg/L)

水域名	測定地点	類型	基準値	14 年度		15 年度		16 年度		17 年度		18 年度	
				75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成
相模湖	境川橋	河川Ａ	2	1.2	○	1.2	○	1.9	○	1.2	○	1.4	○
津久井湖	沼本ダム	河川Ａ	2	2.2	×	1.2	○	1.4	○	1.7	○	1.4	○

・　主要地点（湖の中央部）のＢＯＤ年間平均値をみると、相模湖の湖央東部は、1.4mg/L で 17 年度とほぼ同様となっていた。

・　津久井湖の湖央部は、1.3mg/L で 17 年度よりやや低くなっていた。（図３）

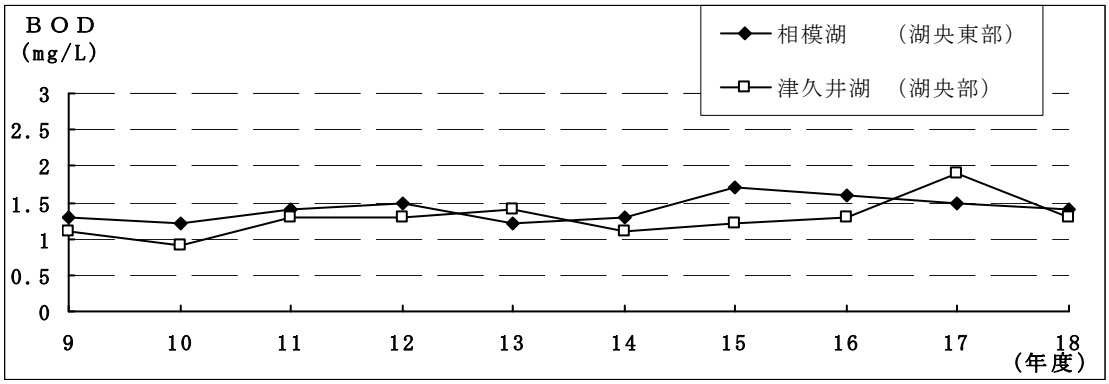

図３　相模湖、津久井湖の主要地点におけるＢＯＤ年間平均値の推移

(4) 芦ノ湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖

・　芦ノ湖は、自然環境保全の目的から最も厳しい湖沼ＡＡ類型に指定されているが、ＣＯＤの環境基準は達成していなかった。

・　丹沢湖及び宮ヶ瀬湖は、湖沼Ａ類型の環境基準を達成していた。（表５）

表５　ＣＯＤの環境基準の達成状況（75%水質値により判断）　(mg/L)

水域名	測定地点	類型	基準値	14 年度		15 年度		16 年度		17 年度		18 年度	
				75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成
芦ノ湖	－	湖沼ＡＡ	1	1.9 ～2.0	×	1.9 ～2.2	×	2.1 ～2.3	×	2.4 ～2.6	×	2.3 ～2.5	×
丹沢湖	湖央部	湖沼Ａ	3	1.4	○	1.5	○	1.6	○	1.4	○	2.0	○
宮ヶ瀬湖	ダムサイト	湖沼Ａ	3	－	－	－	－	－	－	1.4	○	2.1	○

・　主要地点のＣＯＤ年間平均値をみると、芦ノ湖の湖央部は2.3mg/Lで17年度と同様であった。

・　丹沢湖の湖央部は1.7mg/Lで17年度とほぼ同様であった。

・　17年３月に新たに類型指定された宮ヶ瀬湖のダムサイトは、1.8mg/Lとなっており、17年度よりやや高くなっていた。（図４）

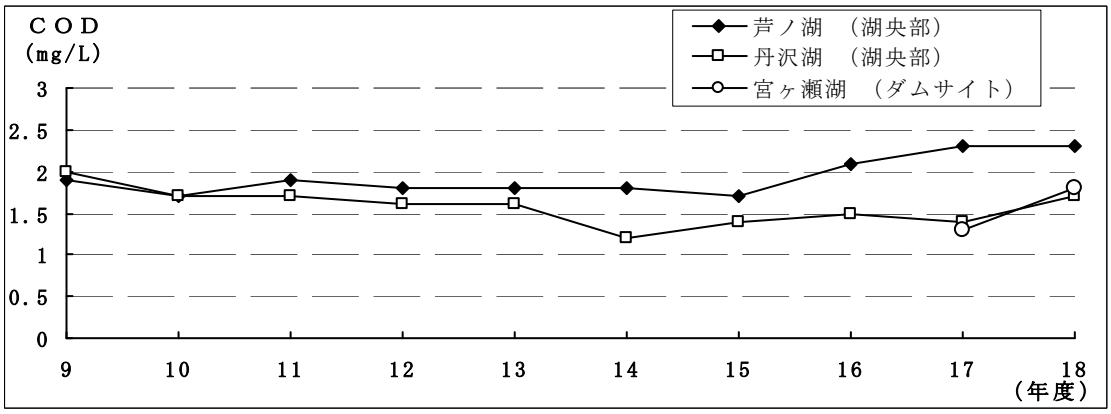

図４　芦ノ湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖の主要地点におけるＣＯＤ年間平均値の推移

(5) 東京湾

・　東京湾は、11水域（Ａ類型２水域、Ｂ類型６水域、Ｃ類型３水域）のうち７水域でＣＯＤの環境基準を達成していた。（表６）

表６　ＣＯＤの環境基準の達成状況（75%水質値により判断）　(mg/L)

水域名	類型	基準値	14年度		15年度		16年度		17年度		18年度	
			75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成
東京湾(6)	C	8	3.2 ～4.8	○	2.7 ～5.0	○	2.6 ～4.2	○	2.7 ～4.5	○	2.5 ～5.5	○
東京湾(7)	C	8	3.3	○	3.7	○	2.9	○	3.3	○	4.2	○
東京湾(8)	C	8	3.0	○	3.1	○	2.2	○	2.3	○	3.1	○
東京湾(9)	B	3	3.4	×	2.4	○	2.8	○	2.6	○	2.5	○
東京湾(10)	B	3	4.2	×	4.1	×	3.3	×	4.4	×	4.2	×
東京湾(12)	B	3	3.1 ～3.6	×	2.4 ～3.4	×	2.4 ～2.8	○	2.6 ～3.7	×	2.4 ～3.8	×
東京湾(13)	B	3	2.3	○	2.4	○	1.8	○	2.2	○	2.5	○
東京湾(14)	B	3	2.4	○	2.4	○	1.8	○	1.8	○	2.4	○
東京湾(15)	B	3	2.5	○	2.2	○	1.9	○	1.9	○	2.5	○
東京湾(16)	A	2	2.6 ～3.4	×	2.9 ～3.3	×	2.2 ～2.3	×	2.9 ～2.9	×	2.7 ～2.7	×
東京湾(17)	A	2	1.9 ～1.9	○	1.5 ～1.9	○	1.5 ～1.7	○	1.8 ～2.0	○	2.1 ～2.2	×

・　主要地点のＣＯＤ年間平均値をみると、経年的には、ほぼ横ばいの状況にある。（図５）

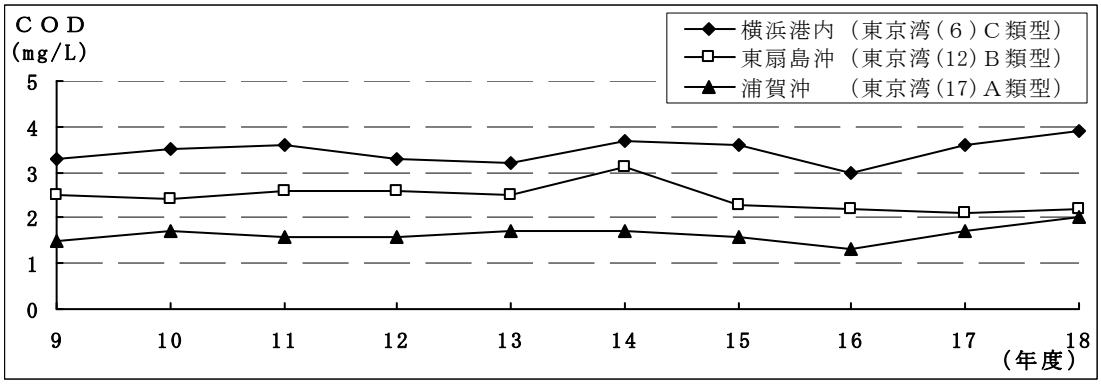

図５　東京湾の主要地点におけるＣＯＤ年間平均値の推移

・　平成７年２月に東京湾で６水域に全窒素及び全燐の類型指定がされた。この６水域のうち、神奈川県分の４水域に東京都及び千葉県の測定地点のデータを含めて達成状況をみると、全窒素、全燐ともに２水域で環境基準を達成していた。（表７）

表７　東京湾における全窒素及び全燐の達成状況

水域名	類型	13年度		14年度		15年度		16年度		17年度		18年度	
		全窒素	全燐	全窒素	全燐	全窒素	全燐	全窒素	全燐	全窒素	全燐	全窒素	全燐
東京湾（ロ）	Ⅳ	▲	×	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○
東京湾（ハ）	Ⅳ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京湾（ニ）	Ⅲ	△	△	△	△	△	△	△	△	×	×	×	×
東京湾（ホ）	Ⅱ	△	△	△	○	△	○	△	○	×	×	×	×

注　○：環境基準達成
　　×：環境基準未達成
　　△：環境基準は未達成であるが暫定目標達成※
　　▲：環境基準・暫定目標未達成※
　　※　暫定目標は、平成14年３月15日に告示され平成17年６月３日に廃止されたため、13年度から16年度の達成状況評価のみに使用した。

(6) 相模湾

・　相模湾は２水域中１水域でＡ類型の環境基準を達成していなかった。（表８）

表８　ＣＯＤの環境基準の達成状況（75%水質値により判断）　(mg/L)

水域名	類型	基準値	14 年度		15 年度		16 年度		17 年度		18 年度	
			75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成	75%値	達成
相模湾(1)	A	2	1.6	○	1.4	○	1.5	○	1.5	○	2.1	×
相模湾(2)	A	2	1.3 ～1.5	○	1.3 ～1.8	○	1.1 ～1.6	○	1.1 ～1.4	○	1.1 ～1.6	○

・　主要地点のＣＯＤ年間平均値をみると、辻堂沖は1.8mg/Lで17年度よりやや高く、湾央は1.1mg/Lで17年度とほぼ同様であった。（図６）

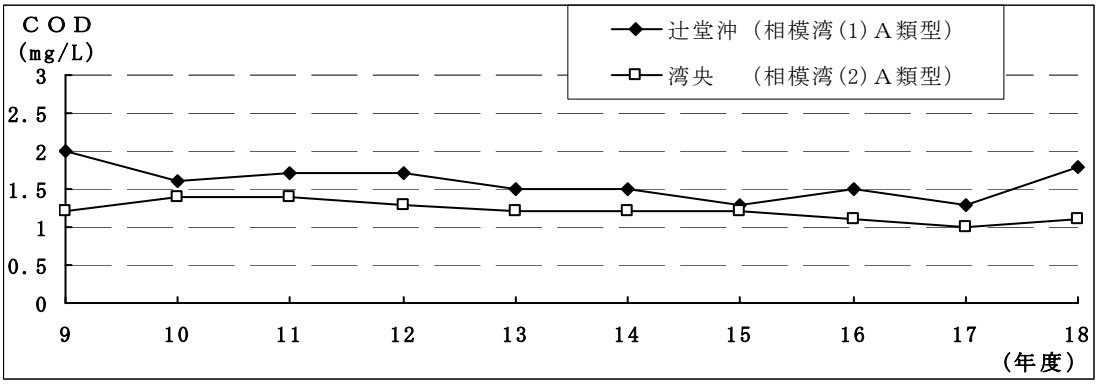

図６　相模湾の主要地点におけるＣＯＤ年間平均値の推移

4　ＢＯＤ（ＣＯＤ）の環境基準達成状況一覧

(1) 河川

番号	環境基準類型 あてはめ 水域名	類型	ＢＯＤ 基準値	指定 年度	環境 基準 地点数	ＢＯＤ ７５%値	18年度 達成状況
1	※多摩川中・下流	B	3mg/L以下	45(12)	3	2.0～2.1	○
2	鶴見川下流	E	10mg/L 以下	45	2	1.5～7.2	○
3	※　〃　上流	D	8mg/L 以下	45	1	8.2	×1
4	相模川中流	A	2mg/L 以下	45	1	1.2	○
5	下山川	E	10mg/L 以下	46	1	5.6	○
6	田越川	B	3mg/L 以下	46(13)	1	1.1	○
7	滑川	B	3mg/L 以下	46(13)	1	1.5	○
8	神戸川	B	3mg/L 以下	46(13)	1	1.6	○
9	※境川	D	8mg/L 以下	46	1	4.2	○
10	引地川	D	8mg/L 以下	46	1	4.5	○
11	金目川下流	C	5mg/L 以下	46	1	2.9	○
12	〃　上流	A	2mg/L 以下	46	1	1.2	○
13	葛川	C	5mg/L 以下	46	1	7.8	×1
14	中村川	C	5mg/L 以下	46	1	3.0	○
15	森戸川(小田原市)	D	8mg/L 以下	46	1	2.4	○
16	酒匂川上流	A	2mg/L 以下	46(54)	1	1.2	○
17	山王川	B	3mg/L 以下	46(14)	1	1.5	○
18	早川	A	2mg/L 以下	46	1	1.5	○
19	新崎川	A	2mg/L 以下	46(14)	1	1.0	○
20	千歳川	A	2mg/L 以下	46(14)	1	0.7	○
21	入江川	B	3mg/L 以下	46(12)	1	1.6	○
22	帷子川	B	3mg/L 以下	46(12)	1	1.1	○
23	大岡川	B	3mg/L 以下	46(12)	1	1.5	○
24	宮川	B	3mg/L 以下	46(12)	1	1.3	○
25	侍従川	B	3mg/L 以下	46(12)	1	2.6	○
26	鷹取川	B	3mg/L 以下	46(13)	1	2.3	○
27	平作川	B	3mg/L 以下	46(13)	1	1.6	○
28	森戸川(葉山町)	E	10mg/L 以下	46	1	4.8	○
29	相模川下流	C	5mg/L 以下	47	1	1.7	○
30	※相模川上流(2)(相模湖)	A	2mg/L 以下	47	1	1.4	○
31	〃　(3)(津久井湖)	A	2mg/L 以下	47	1	1.4	○
32	松越川	E	10mg/L 以下	55	1	3.5	○
33	酒匂川下流	B	3mg/L 以下	55	1	1.7	○

番号	環境基準類型 あ て は め 水　域　名	類型	ＢＯＤ 基準値	指　定 年　度	環　境 基　準 地点数	ＢＯＤ ７５%値	18年度 達成状況
34	三沢川（多摩川水系）	C	5mg/L 以下	15	1	3.0	○
35	二ヶ領本川（多摩川水系）	B	3mg/L 以下	15	1	2.3	○
36	平瀬川（多摩川水系）	B	3mg/L 以下	15	1	2.1	○
37	中津川（相模川水系）	A	2mg/L 以下	16	1	1.4	○

(2) 湖沼

番号	環境基準類型 あ て は め 水　域　名	類型	ＣＯＤ 基準値	指　定 年　度	環　境 基　準 地点数	ＣＯＤ ７５%値	18年度 達成状況
1	芦ノ湖	ＡＡ	1mg/L以下	47	4	2.3～2.5	×$_4$
2	丹沢湖	A	3mg/L 以下	54	1	2.0	○
3	宮ヶ瀬湖	A	3mg/L 以下	16	1	2.1	○

注：相模湖、津久井湖については河川Ａ類型の指定である。

(3) 海域

番号	環境基準類型 あ て は め 水　域　名	類型	ＣＯＤ 基準値	指　定 年　度	環　境 基　準 地点数	ＣＯＤ ７５%値	18年度 達成状況
1	東京湾(6)	C	8mg/L 以下	46	5	2.5～5.5	○
2	〃　(7)	C	8mg/L 以下	46	1	4.2	○
3	〃　(8)	C	8mg/L 以下	46	1	3.1	○
4	※　〃　(9)	B	3mg/L 以下	46	1	2.5	○
5	〃　(10)	B	3mg/L 以下	46	1	4.2	×$_1$
6	※　〃　(12)	B	3mg/L 以下	46	4	2.4～3.8	×$_2$
7	〃　(13)	B	3mg/L 以下	46	1	2.5	○
8	〃　(14)	B	3mg/L 以下	46	1	2.4	○
9	〃　(15)	B	3mg/L 以下	46	1	2.5	○
10	※　〃　(16)	A	2mg/L 以下	46	2	2.7～2.7	×$_2$
11	※　〃　(17)	A	2mg/L 以下	46	2	2.1～2.2	×$_2$
12	相模湾(1)	A	2mg/L以下	54	1	2.1	×$_1$
13	〃　(2)	A	2mg/L 以下	54	7	1.1～1.6	○

注：記号の意味は次のとおり
　※：県際水域
　○：環境基準達成
　×：環境基準未達成(右下の数字は基準を満足しない地点数)

指定年度欄の（　）内の数字は、改訂年度

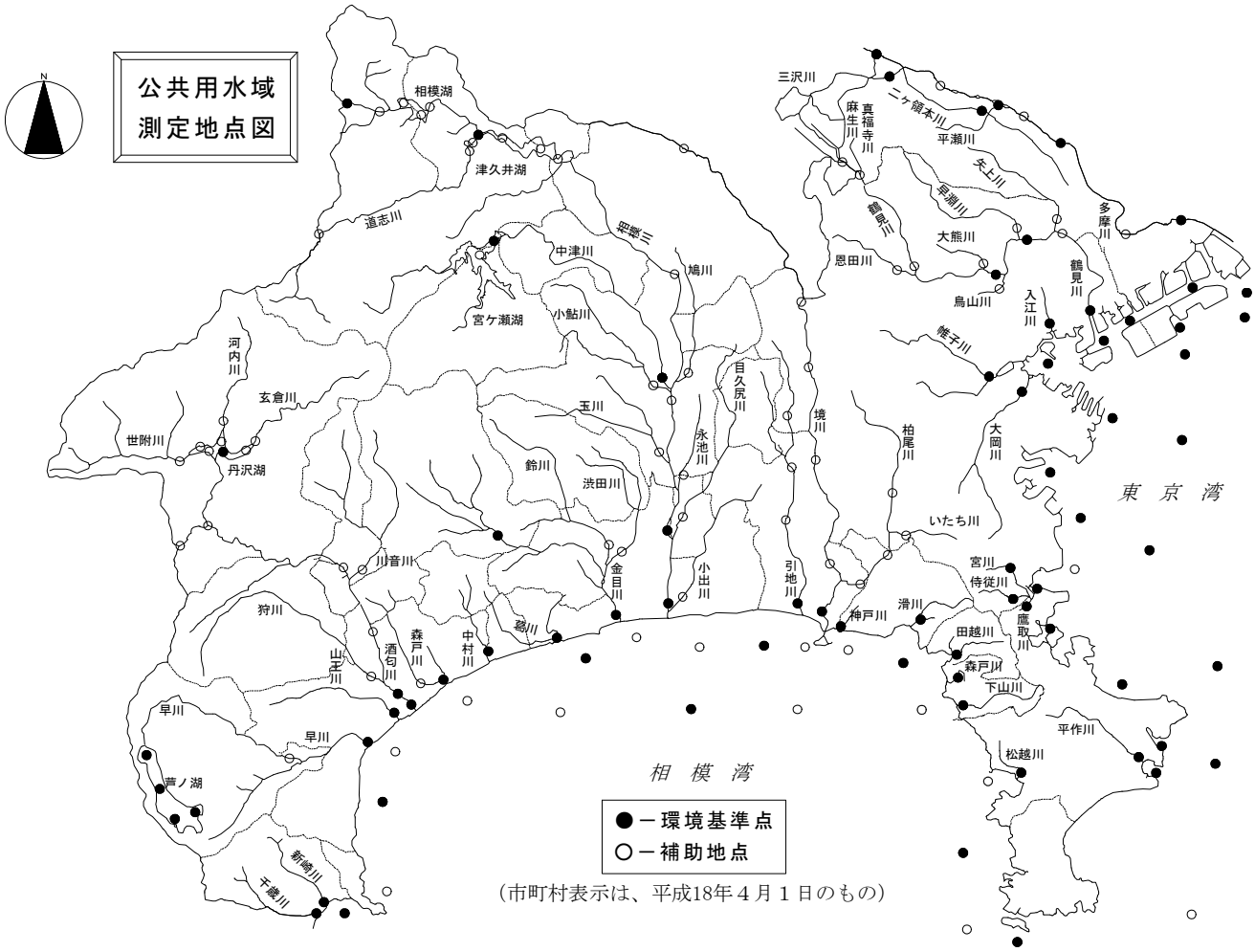

（市町村表示は、平成18年４月１日のもの）

○公共用水域に係る環境基準

＜人の健康の保護に関する環境基準＞

カドミウム	0.01 mg/L 以下	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.02 mg/L 以下	ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	0.02 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.006 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ｱﾙｷﾙ水銀	検出されないこと	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.03 mg/L 以下		
ＰＣＢ	検出されないこと	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.02 mg/L 以下	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	0.002 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下

＜生活環境の保全に関する環境基準＞

項目／類型	水素イオン濃度（ｐＨ）	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌群数	ｎ－ヘキサン抽出物質（油分等）
河川Ａ	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	－	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1000MPN /100mL 以下	－
河川Ｂ	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	－	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5000MPN /100mL 以下	－
河川Ｃ	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	－	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	－	－
河川Ｄ	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	－	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	－	－
河川Ｅ	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	－	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	－	－
湖沼 AA	6.5 以上 8.5 以下	－	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN /100mL 以下	－
湖沼Ａ	6.5 以上 8.5 以下	－	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1000MPN /100mL 以下	－
海域Ａ	7.8 以上 8.3 以下	－	2 mg/L 以下	－	7.5 mg/L 以上	1000MPN /100mL 以下	検出されないこと。
海域Ｂ	7.8 以上 8.3 以下	－	3 mg/L 以下	－	5 mg/L 以上	－	検出されないこと。
海域Ｃ	7.0 以上 8.3 以下	－	8 mg/L 以下	－	2 mg/L 以上	－	－

CODに係る
環境基準の水域区分

水域	類型	基準値
東京湾(1) ～ 東京湾(8) 千葉港(甲)	C	8mg/L以下
東京湾(9) ～ 東京湾(15) 千葉港(乙)	B	3mg/L以下
東京湾(16) 東京湾(17)	A	2mg/L以下

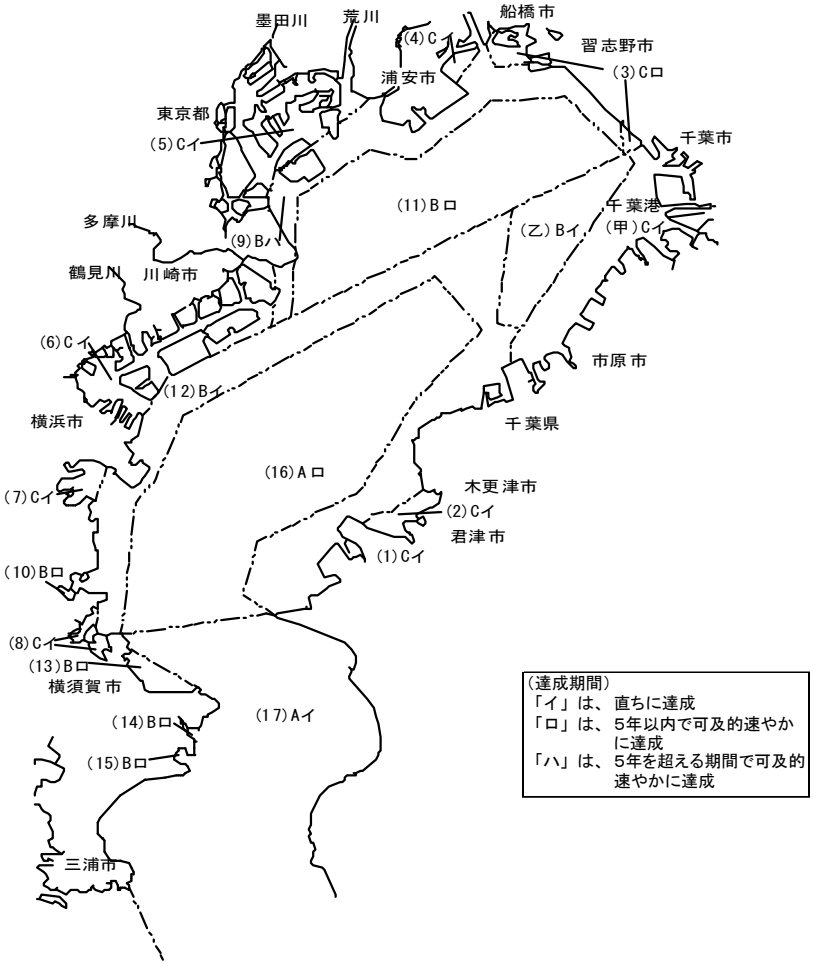

全窒素・全燐に係る環境基準の水域区分

	水域	類型	基準値
全窒素	千葉港 東京湾(イ) 東京湾(ロ) 東京湾(ハ)	Ⅳ	1mg/L以下
全窒素	東京湾(ニ)	Ⅲ	0.6mg/L以下
全窒素	東京湾(ホ)	Ⅱ	0.3mg/L以下
全燐	千葉港 東京湾(イ) 東京湾(ロ) 東京湾(ハ)	Ⅳ	0.09mg/L以下
全燐	東京湾(ニ)	Ⅲ	0.05mg/L以下
全燐	東京湾(ホ)	Ⅱ	0.03mg/L以下

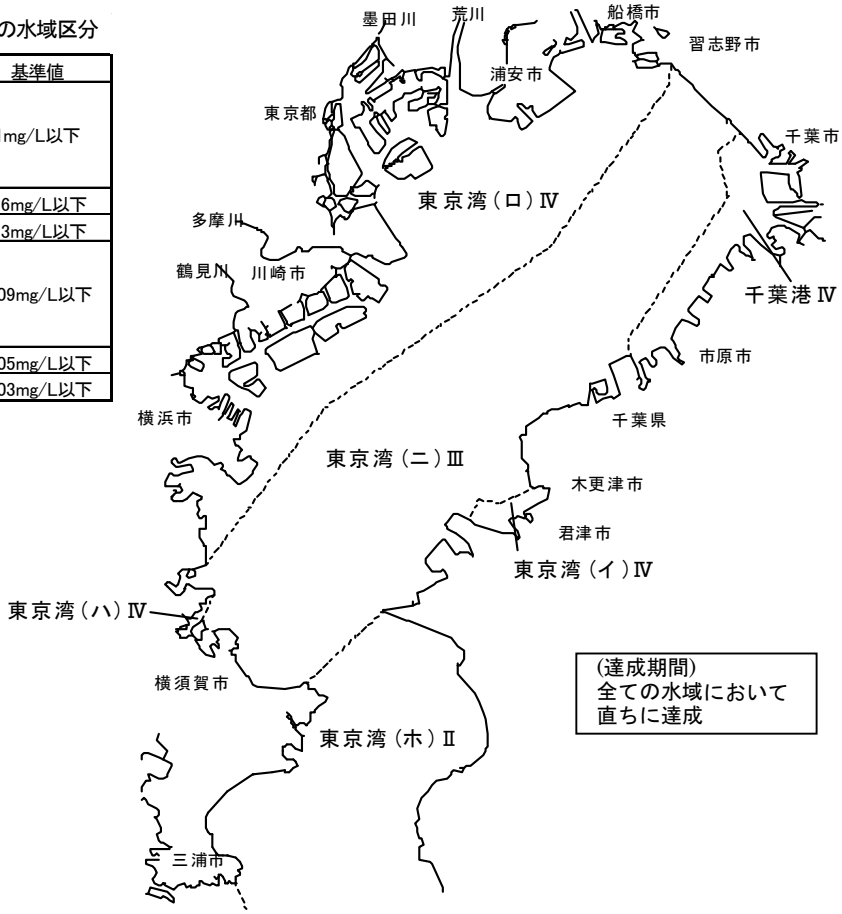

Ⅱ　地下水質測定結果の概要

神奈川県は、県内の地下水の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法第 16 条により測定計画を作成し、この計画に基づいて、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、小田原市、大和市、平塚市、厚木市及び茅ヶ崎市と共同して、水質の測定を行っている。平成 18 年度の測定結果は次のとおりである。

1　測定の概要

(1)　調査の種類、測定地点数等

調査の種類		測定地点数	実施期間、測定頻度
概況調査	メッシュ調査※1	334地点	18年10月～18年12月に実施。（年１回）
	定点調査※2	105地点	
定期モニタリング調査※3		134地点	
計		573地点	

（調査の説明）

※１　メッシュ調査

県内の地下水の汚染状況を把握するため、県内全域を１ｋｍメッシュに区切り、各メッシュ内ごとに１つの井戸を選定し、その井戸の水質についての調査

４年間で１巡するよう、年次計画を策定し実施

18年度は、13市１町（横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、小田原市、大和市、平塚市、厚木市、茅ヶ崎市、秦野市、海老名市、座間市及び寒川町）のメッシュ内に存在する334地点で水質の測定を行った。

※２　定点調査

定点において長期的な観点から水質の経年変化を把握するための調査

18年度は、全市町村の105地点で水質の測定を行った。

※３　定期モニタリング調査

前年度までの調査の結果、汚染が確認された地点において継続的な監視のための調査

18年度は、17市３町の134地点で水質の測定を行った。

(2)　測定項目

調査の種類		測　定　項　目
概況調査	メッシュ調査	環境基準項目、一般項目（計31項目）
	定点調査	
定期モニタリング調査		基準超過項目、超過のおそれのある項目、一般項目

注：環境基準項目‥‥地下水質の環境基準に定められている26項目（公共用水域の健康項目と同じ。）

一般項目‥‥‥‥‥電気伝導率、ｐＨ、水温、臭気、外観

フェノール類については、平成16年３月神奈川県生活環境の保全等に関する条例において、特定有害物質から除外されたため、平成18年度以降測定対象外とした。

(3)　測定結果の総括

○　メッシュ調査（表９－１）

・　13市１町の334地点を調査したところ、環境基準項目については、313地点で環境基準を達成していた。

・　環境基準を達成していなかった９市（横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、大和市、平塚市、秦野市、海老名市及び座間市）の21地点については、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の３項目のいずれかの項目が環境基準を超過していた。

・　一般項目のうち、pHは川崎市の１地点で評価基準を達成していなかった。

○　定点調査（表９－２）

・　全市町村の105地点を調査したところ、環境基準項目については、100地点で環境基準を達成していた。

・　環境基準の達成率は、95.2％で17年度の95.1％（103地点中98地点）と、ほぼ同様であった。

・　環境基準を達成していなかった５市（川崎市、藤沢市、三浦市、秦野市及び綾瀬市）の５地点については、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を超過していた。

・　一般項目については、すべての地点において評価基準を達成していた。

○　定期モニタリング調査（表９－３）

・　17市３町の134地点を調査したところ、環境基準項目については調査した10項目については、41地点で環境基準を達成していた。

・　環境基準を達成していなかった16市３町（横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、大和市、平塚市、厚木市、茅ヶ崎市、鎌倉市、三浦市、秦野市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、松田町及び愛川町）の93地点については、砒素（ひそ）、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の７項目のいずれかの項目が環境基準を超過していた。

・　一般項目については、すべての地点において評価基準を達成していた。

表９－１　メッシュ調査測定結果総括

区分 / 測定項目	測定		検出状況			環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	項目数	地点数	検出率(%)	未達成項目	達成地点数	達成率(%)
環境基準項目	26	334	12	273	81.7	3	313	93.7
一般項目	5	334	—	—	—	1	333	99.7
全項目の集計	31	334	12	273	81.7	4	312	93.4

表９－２　定点調査測定結果総括

区分 / 測定項目	測定		検出状況			環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	項目数	地点数	検出率(%)	未達成項目	達成地点数	達成率(%)
環境基準項目	26	105	13	102	97.1	1	100	95.2
一般項目	5	105	—	—	—	0	105	100
全項目の集計	31	105	13	102	97.1	1	100	95.2

表９－３　定期モニタリング調査測定結果総括

区分 / 測定項目	測定		検出状況		環境基準等達成状況	
	項目数	地点数	項目数	地点数	未達成項目	達成地点数
環境基準項目	10	134	8	131	7	41
一般項目	5	133	—	—	0	133
全項目の集計	15	134	8	131	7	41

2　項目別測定結果

(1)　メッシュ調査

環境基準を達成していなかった項目は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の３項目であった。（表10-１）

表10-1　メッシュ調査項目別測定結果　　総測定地点数：334地点

区分	項目	測定地点数	検出地点数	環境基準等超過地点数	最高濃度	検出率（％）	環境基準等達成率(%)	環境基準又は評価基準
環境基準項目	カドミウム	274	0	0	－	0	100	0.01mg/L 以下
	全シアン	274	0	0	－	0	100	検出されないこと
	鉛	274	0	0	－	0	100	0.01mg/L 以下
	六価クロム	274	18	0	0.02	6.6	100	0.05mg/L 以下
	砒素（ひそ）	274	2	0	0.01	0.7	100	0.01mg/L 以下
	総水銀	274	0	0	－	0	100	0.0005mg/L 以下
	アルキル水銀	31	0	0	－	0	100	検出されないこと
	ＰＣＢ	274	0	0	－	0	100	検出されないこと
	ジクロロメタン	334	0	0	－	0	100	0.02mg/L 以下
	四塩化炭素	334	15	0	0.0009	4.5	100	0.002mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	334	0	0	－	0	100	0.004mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	334	4	0	0.003	1.2	100	0.02mg/L 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	334	4	0	0.006	1.2	100	0.04mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	334	20	0	0.0063	6.0	100	1mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	334	0	0	－	0	100	0.006mg/L 以下
	トリクロロエチレン	334	34	2	0.047	10.2	99.4	0.03mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	334	34	6	0.022	10.2	98.2	0.01mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	334	0	0	－	0	100	0.002mg/L 以下
	チウラム	274	0	0	－	0	100	0.006mg/L 以下
	シマジン	274	0	0	－	0	100	0.003mg/L 以下
	チオベンカルブ	274	0	0	－	0	100	0.02mg/L 以下
	ベンゼン	334	0	0	－	0	100	0.01mg/L 以下
	セレン	274	2	0	0.009	0.7	100	0.01mg/L 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	274	243	13	21	88.7	95.3	10mg/L 以下
	ふっ素	274	49	0	0.8	17.9	100	0.8mg/L 以下
	ほう素	274	108	0	0.74	39.4	100	1mg/L 以下
	計	334	注1 273	21		81.7	93.7	
一般項目	電気伝導率	334						
	ｐＨ	334		1	注2 5.5		99.7	5.8以上8.6以下
	水温	334						
	計	注3 334		1				
合計		334	273	22		81.7	93.4	

注１：計、合計については同一地点で複数検出された場合１地点とした。
注２：ｐＨは最小値を表示した。
注３：一般項目の測定地点の計は、評価基準のあるｐＨの測定地点数とした。
注４：網かけは環境基準又は評価基準超過項目を示す。

(2) 定点調査

・ 環境基準を達成していなかった項目は、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」のみであった。（表10-２）

表 10-２ 定点調査項目別測定結果　　総測定地点数：105 地点

区分	項目	測定地点数	検出地点数	環境基準等超過地点数	最高濃度	検出率（％）	環境基準等達成率（%）	環境基準又は評価基準
環境基準項目	カドミウム	105	0	0	－	0	100	0.01mg/L 以下
	全シアン	105	0	0	－	0	100	検出されないこと
	鉛	105	2	0	0.007	1.9	100	0.01mg/L 以下
	六価クロム	105	2	0	0.02	1.9	100	0.05mg/L 以下
	砒素（ひそ）	105	1	0	0.006	1.0	100	0.01mg/L 以下
	総水銀	105	0	0	－	0	100	0.0005mg/L 以下
	アルキル水銀	12	0	0	－	0	100	検出されないこと
	ＰＣＢ	105	0	0	－	0	100	検出されないこと
	ジクロロメタン	105	0	0	－	0	100	0.02mg/L 以下
	四塩化炭素	105	4	0	0.0011	3.8	100	0.002mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	105	0	0	－	0	100	0.004mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	105	1	0	0.002	1.0	100	0.02mg/L 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	105	2	0	0.013	1.9	100	0.04mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	105	8	0	0.0042	7.6	100	1mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	105	0	0	－	0	100	0.006mg/L 以下
	トリクロロエチレン	105	10	0	0.029	9.5	100	0.03mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	105	11	0	0.0065	10.5	100	0.01mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	105	0	0	－	0	100	0.002mg/L 以下
	チウラム	105	0	0	－	0	100	0.006mg/L 以下
	シマジン	105	0	0	－	0	100	0.003mg/L 以下
	チオベンカルブ	105	0	0	－	0	100	0.02mg/L 以下
	ベンゼン	105	0	0	－	0	100	0.01mg/L 以下
	セレン	105	2	0	0.003	1.9	100	0.01mg/L 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	105	87	5	30	82.9	95.2	10mg/L 以下
	ふっ素	96	16	0	0.3	16.7	100	0.8mg/L 以下
	ほう素	96	55	0	0.59	57.3	100	1mg/L 以下
	計	105	注1 102	5		97.1	95.2	
一般項目	電気伝導率	105						
	ｐＨ	105		0	－		100	5.8以上8.6以下
	水温	105						
	計	注2 105		0				
合計		105	102	5		97.1	95.2	

注１：計、合計については同一地点で複数検出された場合１地点とした。
注２：一般項目の測定地点の計は、評価基準のあるｐＨの測定地点数とした。
注３：網かけは環境基準又は評価基準超過項目を示す。

・　平成 10 年度から平成 18 年度までの定点調査の環境基準達成率は、90.9%から 96.3%の間で変動している。（表 10-２-２）

表 10-２-２　定点調査環境基準項目達成率

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18
測定項目数※	25	26	26	26	26	26	26	26	26
測定井戸数	61	76	80	95	100	99	99	103	105
超過井戸数	3	6	3	8	6	9	4	5	5
環境基準達成率	95.1%	92.1%	96.3%	91.6%	94.0%	90.9%	96.0%	95.1%	95.2%

※　平成 10 年はほう素の測定を行っていない

・　平成 10 年度から平成 18 年度までの定点調査において、環境基準を超過した項目は、鉛、砒素（ひそ）、シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の５項目であった。（図７）

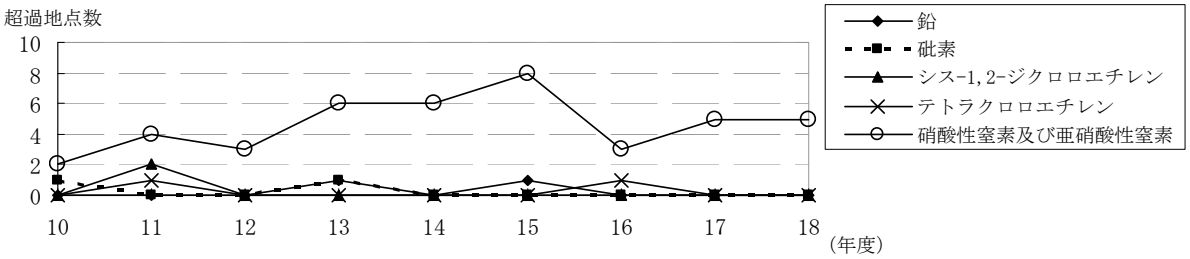

図７　定点調査環境基準項目別超過地点数

(3)　定期モニタリング調査

環境基準を達成していなかった項目は、砒素（ひそ）、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の７項目であった。（表10-３）

表 10-３　定期モニタリング調査項目別測定結果　　総測定地点数：134 地点

区分	項　目	測定地点数	検出地点数	環境基準等超過地点数	最高濃度	検出率（%）	環境基準等達成率（%）	環境基準又は評価基準
環境基準項目	鉛	2	0	0	－	0	100	0.01mg/L 以下
	砒素（ひそ）	2	2	1	0.012	100	50.0	0.01mg/L 以下
	四塩化炭素	36	19	1	0.0023	52.8	97.2	0.002mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	33	9	1	0.073	27.3	97.0	0.02mg/L 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	38	18	10	2.4	47.4	73.7	0.04mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	65	27	0	0.15	41.5	100	1mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	1	0	0	－	0	100	0.006mg/L 以下
	トリクロロエチレン	72	60	34	0.88	83.3	52.8	0.03mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	70	58	27	1.4	82.9	61.4	0.01mg/L 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	55	55	37	45	100	32.7	10mg/L 以下
	計	134	注1 131	注1 93		97.8	30.6	
一般項目	電気伝導率	133						
	ｐＨ	133		0	－		100	5.8以上8.6以下
	水温	133						
	計	注2 133		0			100	
合　計		134	131	93		97.8	30.6	

注１：計、合計については同一地点で複数検出された場合１地点とした。
注２：一般項目の測定地点の計は、評価基準のあるｐＨの測定地点数とした。
注３：網かけは環境基準又は評価基準超過項目を示す。

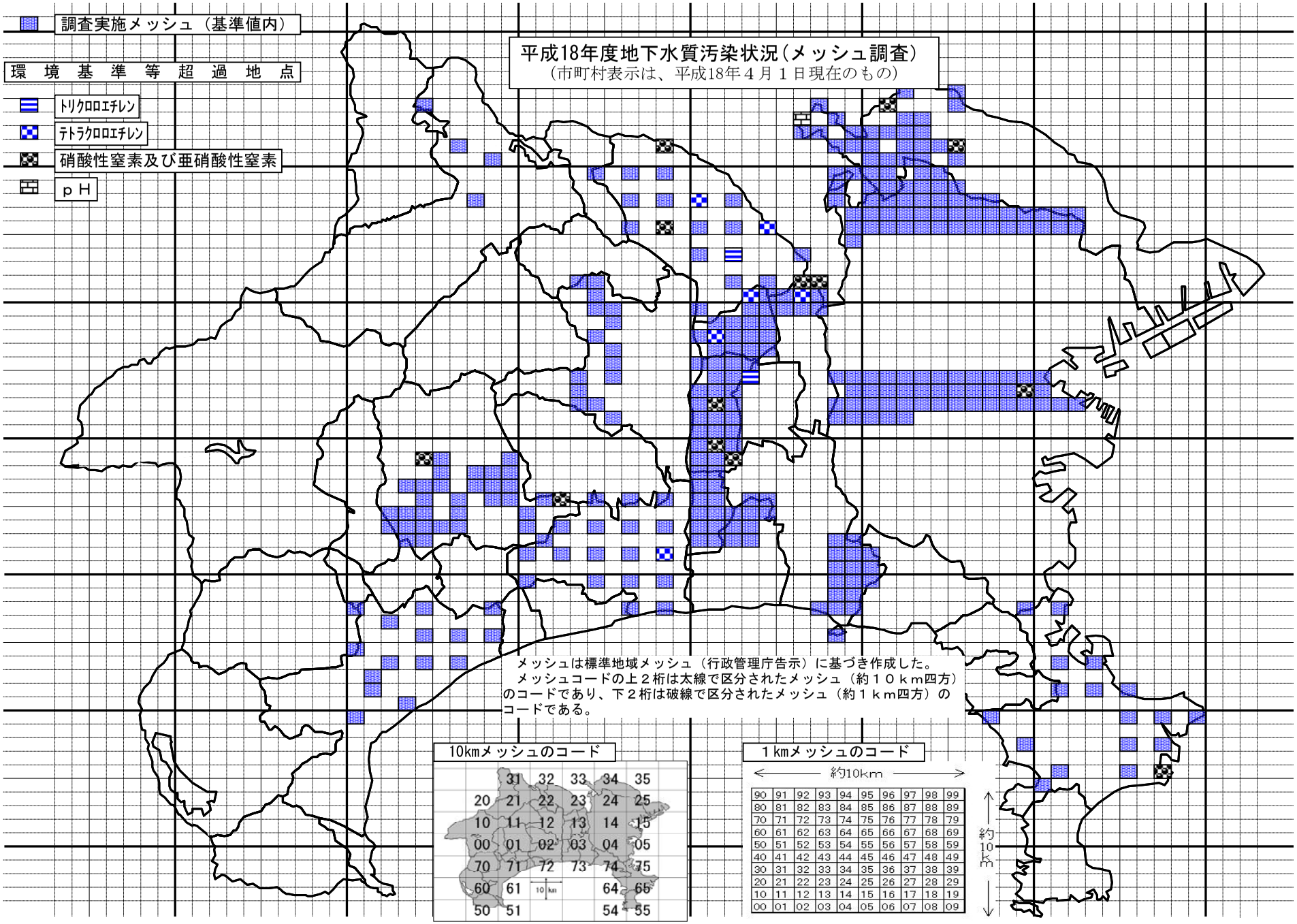
調査実施メッシュ（基準値内）
環境基準等超過地点
トリクロロエチレン
テトラクロロエチレン
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
ｐＨ
平成18年度地下水質汚染状況（メッシュ調査）
（市町村表示は、平成18年４月１日現在のもの）
メッシュは標準地域メッシュ（行政管理庁告示）に基づき作成した。
メッシュコードの上２桁は太線で区分されたメッシュ（約１０ｋｍ四方）のコードであり、下２桁は破線で区分されたメッシュ（約１ｋｍ四方）のコードである。
10kmメッシュのコード
31 32 33 34 35
20 21 22 23 24 25
10 11 12 13 14 15
00 01 02 03 04 05
70 71 72 73 74 75
60 61 64 65
50 51 54 55
10 km
１kmメッシュのコード
約10km
90 91 92 93 94 95 96 97 98 99
80 81 82 83 84 85 86 87 88 89
70 71 72 73 74 75 76 77 78 79
60 61 62 63 64 65 66 67 68 69
50 51 52 53 54 55 56 57 58 59
40 41 42 43 44 45 46 47 48 49
30 31 32 33 34 35 36 37 38 39
20 21 22 23 24 25 26 27 28 29
10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
00 01 02 03 04 05 06 07 08 09
約10km

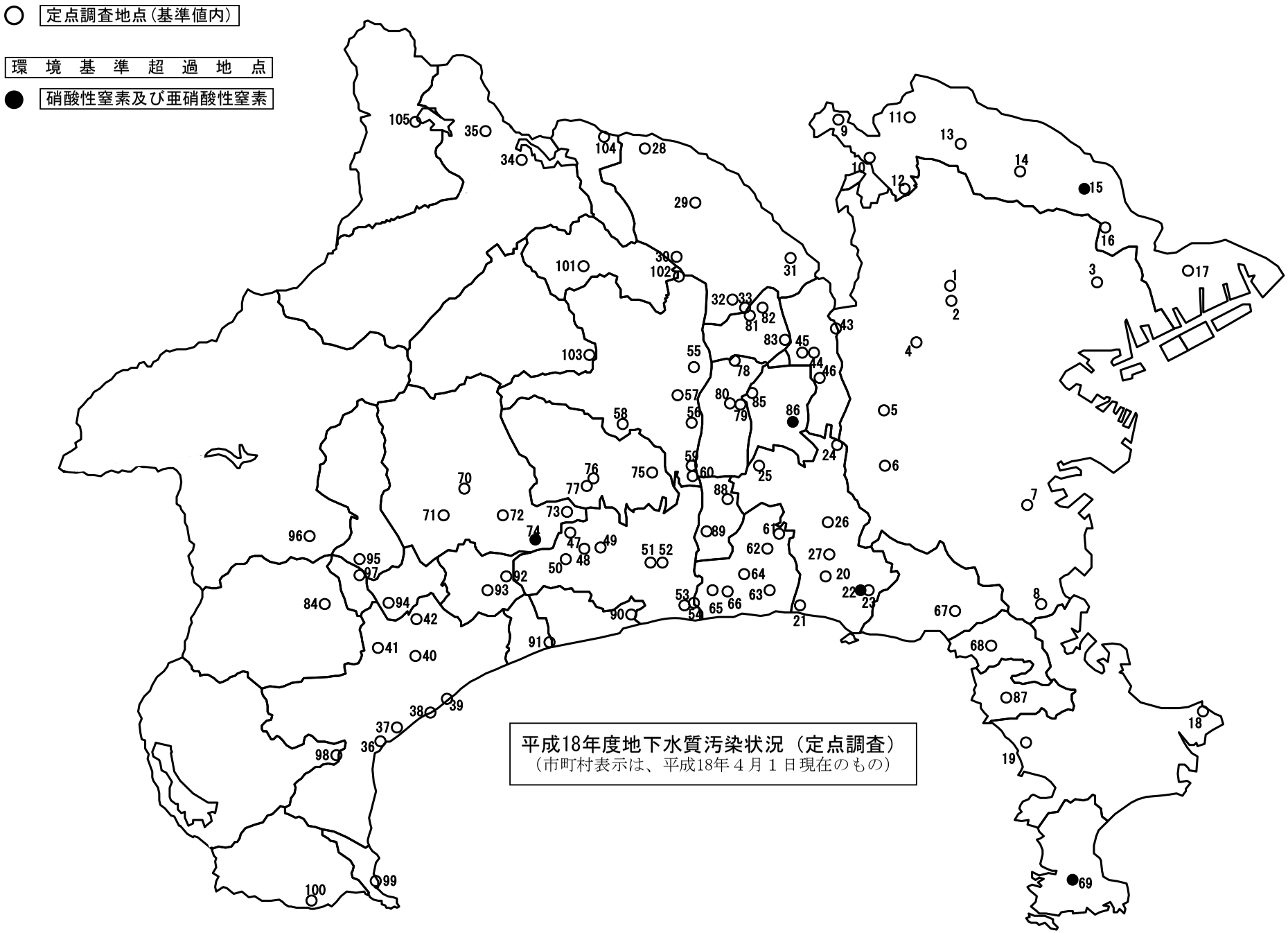
定点調査地点（基準値内）
環境基準超過地点
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
平成18年度地下水質汚染状況（定点調査）
（市町村表示は、平成18年４月１日現在のもの）

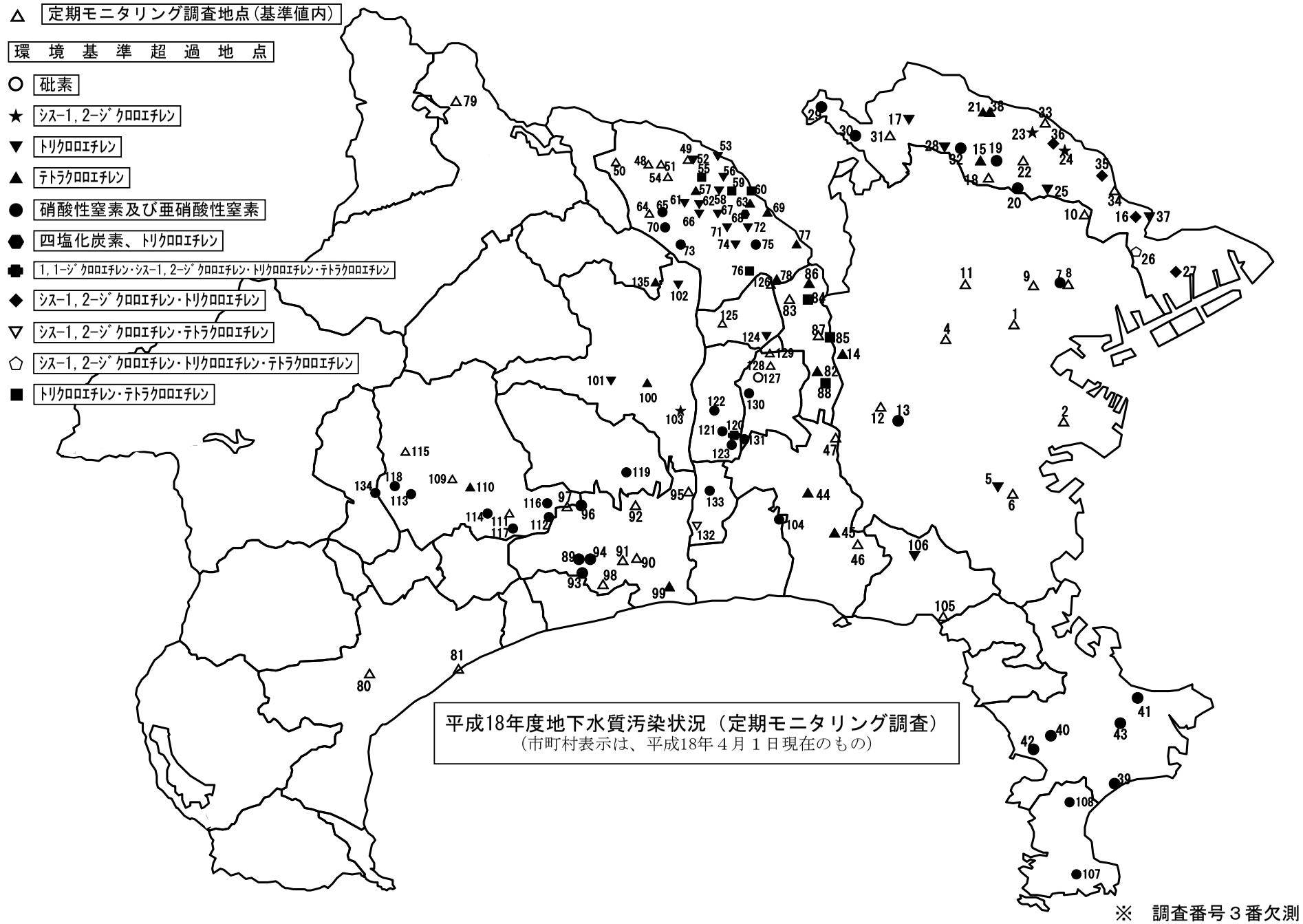
定期モニタリング調査地点(基準値内)
環境基準超過地点
砒素
シス-1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン
テトラクロロエチレン
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
四塩化炭素、トリクロロエチレン
1,1-ジクロロエチレン・シス-1,2-ジクロロエチレン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン
シス-1,2-ジクロロエチレン・トリクロロエチレン
シス-1,2-ジクロロエチレン・テトラクロロエチレン
シス-1,2-ジクロロエチレン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン
トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン
平成18年度地下水質汚染状況（定期モニタリング調査）
（市町村表示は、平成18年４月１日現在のもの）

※　調査番号３番欠測

Ⅲ　今後の取組み

(1)　公共用水域の対策

・　市町村と連携して、水質汚濁防止法及び条例に基づく工場・事業場の規制、指導を行うとともに、生活排水対策として下水道や合併処理浄化槽の整備促進などに取り組むことにより、河川、湖沼及び海域の水質汚濁の改善を図る。特に、県民の水がめである相模湖・津久井湖については、山梨県との連携も図りつつ水質保全対策に努める。

・　東京湾の水質保全については、ＣＯＤ、窒素、燐の総量削減計画を推進する。

(2)　地下水の対策

・　市町村と連携して、水質汚濁防止法及び条例に基づき、工場、事業場の規制物質に対する指導を徹底し、地下水汚染の未然防止を図る。

・　汚染原因者が特定された場合は、水質汚濁防止法及び条例に基づき、地下水浄化対策を指導し、地下水汚染の改善に努める。

(3)　県民等への情報提供

・　今後も公共用水域及び地下水の調査を継続して実施し、県民等への情報提供を行う。

（参考）　評価方法

(1) 公共用水域

ア　健康項目の評価

26 の観測項目のうち、全シアンは、測定地点における年間測定値の最高値が環境基準値以下の場合、その他 25 項目は、測定地点における年間測定値の平均値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると評価する。

イ　生活環境項目（ＢＯＤ又はＣＯＤ）の評価

（ア）類型指定水域における評価

・　水域類型が指定されている環境基準点において、類型の環境基準値を満たしている日間平均値のデータ数の占める割合をもって評価するが、その割合が 75%以上ある場合、環境基準を達成していると評価する。

（75%水質値：年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたときの 0.75×ｎ（ｎは日間平均値のデータ数）番目のデータ値）

・　一つの水域において複数の環境基準点を有する場合は、すべての環境基準点において環境基準が達成されている場合に、環境基準を達成していると評価する。

・　県際水域（隣接都県にまたがる水域）については、県内の環境基準点で評価する。

（イ）測定地点（環境基準点、補助地点）における評価

類型の環境基準値を満たしている日間平均値のデータ数に占める割合をもって評価するが、その割合が 75%以上ある場合に、その地点は環境基準に適合していると評価する。

（ウ）経年変化による評価

経年変化については､年間平均値により評価する。

＊ＢＯＤ(生物化学的酸素要求量)河川水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中の有機物が一定時間､一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい､値が高いほど有機物の量が多く､汚れが大きいことを示している。

＊ＣＯＤ(化学的酸素要求量)海水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので､水の中の有機物が酸化剤によって酸化される量をいい､数値が高いほど有機物の量が多く､汚れが大きいことを示している。

ウ　東京湾の全窒素及び全燐の評価

平成７年２月 28 日付環水管第 33 号、環境庁水質保全局水質管理課長通知等による。

（ア）水域類型が指定されている環境基準点における上層の年間平均値が環境基準値を満たしている場合に、環境基準を達成していると評価する。

（イ）一つの水域において複数の環境基準点を有する場合は、各環境基準点ごとに上層の年間平均値を算出し、これらの環境基準点のすべての値を平均した値が環境基準値を満たしている場合に、環境基準を達成していると評価する。

（ウ）県際水域については、東京都及び千葉県が測定している環境基準点を含めて評価する。

(2) 地下水

ア　環境基準項目の評価

全シアンは、測定地点における年間測定値の最高値が環境基準値以下の場合、その他 25 項目は、測定地点における年間測定値の平均値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると評価する。

イ　特殊項目及び一般項目の評価

測定地点における測定値が評価基準値以下の場合に評価基準を達成していると評価する。

＊ｐＨの評価基準は、水道法第４条に基づく水質基準による。

参考資料　公共用水域水質ベスト・ワースト地点

河川ベスト地点（ＢＯＤ）　（単位：mg/L）

平成18年度			平成17年度		
順位	地点	年平均値	順位	地点	年平均値
1	丹沢湖流入河川　落合発電所放流水［山北町］	0.1	1	丹沢湖流入河川　世附川［山北町］	0.3
1	丹沢湖流入河川　河内川［山北町］	0.1	1	丹沢湖流入河川　落合発電所放流水［山北町］	0.3
1	丹沢湖流入河川　世附川［山北町］	0.1	3	丹沢湖流入河川　玄倉川［山北町］	0.4

河川ワースト地点（ＢＯＤ）　（単位：mg/L）

平成18年度			平成17年度		
順位	地点	年平均値	順位	地点	年平均値
1	恩田川　都橋［横浜市緑区］	10	1	恩田川　都橋［横浜市緑区］	9.8
2	鶴見川　亀の子橋［横浜市港北区］	7.1	2	鶴見川　亀の子橋［横浜市港北区］	7.6
3	葛川　吉田橋［大磯町］	7.0	3	葛川　吉田橋［大磯町］	6.5

湖沼ベスト地点（ＣＯＤ）　（単位：mg/L）

平成18年度			平成17年度		
順位	地点	年平均値	順位	地点	年平均値
1	丹沢湖　湖央部[山北町]	1.7	1	宮ヶ瀬湖　ダム中央[清川村]	1.1
1	宮ヶ瀬湖　ダム中央[清川村]	1.7	2	宮ヶ瀬湖　ダムサイト[清川村]	1.3
3	丹沢湖　湖東部[山北町]他２	1.8	3	丹沢湖　湖央部[山北町]他１	1.4

湖沼ワースト地点（ＣＯＤ）　（単位：mg/L）

平成18年度			平成17年度		
順位	地点	年平均値	順位	地点	年平均値
1	丹沢湖　湖西部[山北町]	3.4	1	津久井湖　名手橋[津久井町]	4.2
2	津久井湖　名手橋[相模原市]	2.5	2	相模湖　湖央西部[藤野町]	3.1
3	津久井湖　湖央部[城山町]他４	2.3	3	津久井湖　湖央部[城山町]	2.9

東京湾ベスト地点（ＣＯＤ）　（単位：mg/L）

平成18年度			平成17年度		
順位	地点	年平均値	順位	地点	年平均値
1	第三海堡東	1.8	1	浦賀港内[横須賀市]	1.6
1	剱崎沖	1.8	1	剱崎沖	1.6
3	浦賀港内[横須賀市]　他１	2.0	3	浦賀沖	1.7

東京湾ワースト地点（ＣＯＤ）　（単位：mg/L）

平成18年度			平成17年度		
順位	地点	年平均値	順位	地点	年平均値
1	鶴見川河口先[横浜市]	4.5	1	鶴見川河口先[横浜市]	4.0
2	横浜港内　［　〃　］	3.9	2	横浜港内　［　〃　］	3.6
3	平潟湾内　［　〃　］	3.7	3	平潟湾内　［　〃　］	3.4

相模湾ベスト地点（ＣＯＤ）　（単位：mg/L）

平成18年度			平成17年度		
順位	地点	年平均値	順位	地点	年平均値
1	湾央西	1.0	1	真鶴沖［真鶴町］	0.9
1	真鶴沖［真鶴町］	1.0	1	湾央西	0.9
1	吉浜沖［湯河原町］	1.0	3	根府川沖［小田原市］他５	1.0

相模湾ワースト地点（ＣＯＤ）　（単位：mg/L）

平成18年度			平成17年度		
順位	地点	年平均値	順位	地点	年平均値
1	江の島西[藤沢市]	2.5	1	江の島西[藤沢市]	2.3
2	辻堂沖［藤沢市］	1.8	2	小田和湾［横須賀市］	1.4
2	小田和湾［横須賀市］	1.8	3	辻堂沖［藤沢市］他１	1.3